

平日夜間開庁における取扱業務と手続に必要なもの【子育て】

平日夜間開庁は、通常の開庁時間帯の窓口業務の一部に限られています。お手続の際は、取扱業務や手続に必要なもの等を下記にてご確認くださいか、通常の開庁時間帯に担当課へお問い合わせくださるようお願いいたします。夜間開庁時のお問い合わせはご遠慮ください。（東大和市役所 電話：042-563-2111）

○児童手当・子どもの医療費の助成

平日夜間開庁の 取扱業務	手続に必要なもの	担当課
児童手当の届出 （資格取得・資格喪失・変更・現況届）	印鑑（浸透印（シャチハタ印等）不可）、健康保険証または資格証明書（保険証の代わりになるもの）、医療証など ※左記届出内の種別及び請求者などの要件に応じた書類が必要となりますので、月～金曜日の開庁時に事前にお問い合わせください。	子育て支援課 手当・助成係 （内線 1761）
子どもの医療費の助成の届出 （資格取得・資格喪失・変更）		